

## 業務委託契約書

忠岡町(以下「甲」という。)と住重環境エンジニアリング株式会社(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

1. 契約の名称 忠岡町クリーンセンター運転管理業務委託
2. 委託場所 大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目5番46号
3. 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
4. 委託金額 月額金9,695,000円也 ただし、消費税相当額461,666円を含む。
5. 契約保証金 免除(履行保証保険による)

## (総則)

第1条 乙は、忠岡町クリーンセンターの運転管理業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、甲の指示に従い設備等を善良なる管理を以て業務を完遂しなければならない。

## (履行保証保険加入)

第2条 乙は、この契約によって生じる一切の義務を担保するため、履行保証保険に加入するものとする。

## (法令上の責任)

第3条 労働基準法、健康保険法、職業安定法、労働災害補償保険法その他関係法令の措置の一切は、すべて乙の責任において履行するものとする。

## (委任と下請の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行のため、業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

## (委託料の支払い)

第5条 委託料は、毎月1回支払うものとし、支払いの時期は、甲乙協議のうえ定める。

## (主任技術者)

第6条 乙は、現場の技術上の管理をする主任技術者を常駐させ現場の取締り、安全衛生、就業時間等委託業務に関する一切の事項を処理するものとする。

## (付帯施設の利用)

第7条 乙は、業務履行上必要な付帯設備(管理棟、工場棟、ストックヤード、破碎機棟、し尿汚泥供給装置、動物焼却炉等)を使用することができる。

(休日・夜間の管理)

第 8 条 乙は、クリーンセンター内すべてを休日及び夜間を問わず管理するものとする。

(焼却手数料の取扱い)

第 9 条 乙は、搬入される廃棄物のうち、事業系廃棄物等に係る料金を徴収するものについては、本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づくものとする。

(貸与及び支給品)

第 10 条 乙は、甲より物品等の貸与又は支給を受けたときは、甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。ただし、その品質規格が適当でないと認めるときは、速やかに甲に申し出るものとする。

2 乙が故意又は、過失により、機械設備又は、支給品を滅失若しくは破損し、返還できないときは、甲の指定した期限内に代品を納め、又は原状に復するものとする。

(契約金額の変更)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙とも相手方に契約金額の変更を求めることができる。

(1)業務の内容が変更したとき。

(2)契約期間が変更したとき。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、業務の遂行にあたって、甲又は、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償をしなければならない。ただし、その原因が甲にある場合は、甲がその責を負うものとする。

(臨機の措置)

第 13 条 乙は、緊急の場合に常に対応できる態勢を甲との協議により整えておかなければならない。

2 緊急の場合に要した経費については、甲乙協議して負担区分を定めるものとする。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いつでも乙の業務を中止させ又は、解除することができる。

(1)正当な理由がなく乙が着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)この契約に定めた事項に反したとき。

(3)全各号のほか、甲において必要であると認めるとき。この場合に甲は、解除によって直接に生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(甲の義務)

第 15 条 甲は、委託金額の支払いを遅延しないものとする。

(契約保証人)

第 16 条 乙は、乙に代って自ら業務を履行することを保証する甲が適当と認める業者を保証人としてたてなければならない。

(2)保証人は、前項の規定により、乙と連帯して本契約履行の責を負うものとする。

(仕様細目)

第 17 条 仕様細目については、別添のとおりとする。

(補則)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書 3 通を作成し、甲乙保証人記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 19 年 4 月 1 日

甲 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 34 番 1 号

忠岡町

忠岡町長 和田吉



乙

大阪市中央区北浜4丁目7番28号

住友環境エンジニアリング株式会社 大阪支店

専務取締役 徳永 晃 一



保証人

大阪市中央区北浜4丁目7番28号

住友環境エンジニアリング株式会社

上下水工務部 大阪支店

支店長 徳永 晃 一



## 忠岡町クリーンセンター運転管理業務委託契約仕様細目

忠岡町クリーンセンター運転管理業務委託契約第17条の規定により、次のとおり仕様細目を定める。

### 1. 総 則

本施設に搬入される一般廃棄物（動物の死体含む）は、衛生的、且つ能率的に処理を行うものとする。

### 2. 業務の基本的事項について、乙は次の事項を遵守すること。

- (1) 公共施設であることを認識し、公務員に準ずる品性をもって、業務を適正に履行しなければならない。
- (2) 作業場には、常に現場責任者を常駐させ、従業員を指揮・監督すること。
- (3) 業務遂行上の適用法令及び監督官庁からの指示・命令等を遵守すること。  
但し、前記の事項を遵守するために、設備の改良、増設等を必要とすることが予測される場合は、速やかに甲へ報告し、甲の指示を受けるものとする。
- (4) 乙は、委託業務全体の効率的で円滑なる運営を行うために、委託業務全体の計画を立て、必要なる専門的な技術と経験をもって、業務の完遂を図ること。
- (5) 乙は、乙が雇用する従業員に対し、委託業務の趣旨の徹底を図ること。

### 3. 委託管理業務範囲

委託管理業務については、指揮及び命令等の責任者を定め、定められた業務に専念するものとする。委託管理業務の範囲については下記のとおりとする。

- (1) 施設内搬入廃棄物の受付、計量管理及び持込ごみの料金収納業務。
- (2) 一般廃棄物焼却炉（流動床炉）その他付帯設備の運転維持管理業務。
- (3) 可燃性粗大ごみ処理破碎機の運転維持管理業務。
- (4) 動物炉の運転維持管理業務。
- (5) 前記各施設の運転維持管理に必要な薬品、燃料等のユーティリティーの管理業務。
- (6) 管理棟内及び工場棟内の清掃。（建築物及び建築設備の修繕・補修業務は除く。）
- (7) 不燃物・粗大ごみ処理設備が占有する区域及びこれらの処理に関連する区域を除いた場内の清掃。但し、造園管理業務は除く。
- (8) 焼却残さ及び処理後の飛灰の各貯留バンカでの貯留管理業務と、場外搬出時の計量管理業務。但し、貯留バンカ以降の搬出業務は除く。

#### 4. 業務仕様

(1) 焼却施設の維持管理については、衛環第 251 号(平成 9 年 9 月 30 日付)で厚生省生活衛生局水道環境部整備課長から通達された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正等について」の第 1 の 2 項に記載された新設炉の維持管理基準を目標にして、同第 4 の 2 項に記載された既存施設の維持管理基準に準拠するものとする。

特に、ごみ質の均一化を図りごみの均一安定供給を維持すると共に排煙監視についても十分行うこと。

(2) 業務実施は、業務遂行に必要なして且つ十分なる技術的資質を有する人員を配置し、適切に業務を遂行するものとする。

(3) 業務に従事する者は、甲の承認を受けた作業衣を着用するものとする。

(4) 施設内で、業務に従事する者は、必要なダイオキシン類ばく露防止対策を行うこと。

(5) 万一事故が発生した場合は臨機応変の処置をとり、甲に至急口頭にて報告し事後書面にて報告するものとする。

(6) 運転維持管理上必要な操作、監視、点検等を行い、運転管理記録、管理日報等甲に報告するものとする。

(7) 人員配置表並びに指揮命令系統図等を作成し、甲に報告するものとする。

(8) 電気及び機械設備の点検・調整は、定められた基準に則って行うこと。

また各機器への潤滑油等の注油及び補給については、それぞれの取扱説明書に則って行うこと。

保守点検項目と点検結果については、定められた運転日報に記録するものとする。

なお、部分的で軽微な修繕で対応できる機器の調整は、乙において行うこと。

(9) 動物の死体については、動物焼却炉で処理すること。

(10) 可燃性粗大ごみは、破碎機で処理すること。

#### 5. ごみ搬入受付時間及び各施設操業時間

(1) ごみ搬入受付時間は、月、火、木、金曜日では午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで、水曜日は午前 7 時 00 分から午後 4 時 00 分まで、土曜日は午前 7 時 00 分から午後 12 時 00 分までとする。

(2) 一般廃棄物焼却炉の操業時間は、午前 8 時から翌日の午前 8 時までの 24 時間連続とする。

(3) 動物焼却炉及び可燃性粗大ごみ破碎機は、ごみ搬入受付時間内で任意に操業するものとする。

## 6. 施設の休止（休日）

(1) 一般廃棄物焼却炉は、年末年始の連休日並びに保守点検整備のために特別に定められた日は操業を休止するものとする。

但し、年末年始については、その時点でのごみの搬入状況を勘案し、甲が休止日数を定めるものとする。

なお、休止日の変更については、甲乙協議のうえこれを変更できるものとする。

(2) 動物炉及び可燃性粗大ごみ破碎機の休止日は、原則として前項に準じるものとする。

(3) 休日、警備保障会社による保安管理を行うものとする。

## 7. 申請及び報告書類の作成

(1) 乙は、関係官公庁の申請及び報告書類は、甲の指示により作成しなければならない。

## 8. 焼却手数料徴収等受付業務

(1) 乙は、本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、焼却処理券、又は現金を徴収しなければならない。

(2) 乙は、徴収した焼却手数料を、毎月 2 回報告書作成の上、甲に提出し納金しなければならない。

(3) ごみの搬入受付については、甲が定めた廃棄物で、感染性、有害性、危険性のある廃棄物は搬入受付を拒否すること。

受付拒否の際は、その理由を説明し拒否の通告をすること。通告に従わない者については、乙は速やかに甲へ報告すること。

## 9. 経費、資材の区分

業務に必要な経費（労災、健保、厚生、福利、交通費等）及び資材（清掃用具、ウエス、運転機械油等）については、乙の負担とし、その他の光熱水費、薬品代記録紙等は、甲の負担とする。

## 10. 貸与及び支給品

事務備品、予備部品、棚等は、甲より貸与するものとし、電話料金は、乙の負担とする。

11. 天災、災害等による待機、又は出勤要請発生の場合、別途甲乙協議のうえ対応を定める。

12. 当該仕様細目で明記されていない事項で疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

